

ウィルスンとプログレッシヴ・ムーヴメント (二)

——進歩主義者としてのウッドロー・ウィルスン——

尾 上 一 雄

六

ウィルスンが一九一二年の民主党全国大会（六月二十五日—七月二日メーリランド州ボルティモアにおいて開催）で大統領候補に指名されたのは、彼がニュー・ジャージー州知事として、そして特に革新主義的な知事として全国にその名を知られるにいたっていたこと、しかも彼が、一八九六年、一九〇〇年および一九〇八年に三たび大統領候補に指名され、その主張が過激であつたためにかなりの得票を逸し、三たび大統領選挙に敗れたウィリアム・ジェニングズ・ブライアンほど急進的でなく、適度に革新主義的であるとともに適度に保守的であると認められ（ニュー・ジャージー州におけるあの「七人姉妹法」即ち“Seven Sisters acts”の制定は大統領に当選した後のことである）、更にブライアンとの対立を解消して、その支持を得ることができたことによるということ、彼の当選は、共和党の分裂と彼の「新しい自由」を唱えて攻勢にでた選挙戦によると思われること、そしてもし共和党が分裂せず、

ウィルスンとプログレッシヴ・ムーヴメント (一)

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーヴメント (二)

共和党がシーオドア・ローズヴェルトを指名し、ローズヴェルトの指導の下で共和党が団結して選挙戦を行っていたら、ウィルソンの当選は不可能であつたであろうということ、民主党は大統領選挙戦に勝つたが、連邦議会の議員の選挙(下院議員の全部と上院議員の三分の一の改選)にも勝利を収めたということは、「ウィルソンの経済思想と改革計画——ニュー・ジャーシー州知事時代を中心として——」(本誌第二十五号所収)および「ウィルソン大統領の経済思想と立法計画(一)」(本誌第二十六号所収)のなかで述べたところである。⁽¹⁾

一九一二年の選挙はウィルソンの勝利であるとともに民主党の勝利であり、とくに南部の民主党員にとっては南北戦争前の一八五〇年代以来初めての勝利であつた。ウィルソンはヴァージニアで生まれ、それを生涯誇りにしていたことは前稿で指摘したところである。彼は、とくに、彼の選挙運動を大いに助け、自分の作品(小説)

Philip Dru, Administrator の主人公、社会改革の戦士フィリップ・ドゥルーたらしめようとしたテクサス州出身のエドワード・M・ハウスが推薦した人々を閣僚に指名し、南部・西部出身の党内で進歩派と見られたものが多数を占める内閣を組織することができた一方、南部の民主党員が議会の重要な委員会の事実上すべてを支配する地位を獲得することになった。しかし、議会の南部民主党員のうちかなりのものが保守的であり、連邦の規制に反対する州権主義者であつたことに注意しなければならない。選挙の結果は南北戦争以来初めて南部の民主党員を喜ばせていたことは確かであり、大金融業者と大実業家と民主党の保守勢力の圧力下で、ニュー・フリーダム(新しい自由)の構想の共同設計者、「人民の弁護士」ルイス・D・ブランドイスを閣僚に加えることに失敗したばかりでなく、敵意ある保守主義者が支配的な議会に直面することになった新大統領は、臆病風にあふられて、「ゆっくり前進するだろう」と実業界は観測していた。⁽²⁾

ウィルソンは「ゆっくり前進するだろう」という実業界の観測と期待は裏切られ、彼は直ちに改革に着手し、彼が大統領に就任した一九一三年の七月にはニューランズ（鉄道労働争議調停・斡旋）法、十月にはアンダーウッド・シモンズ関税法、十二月にはグラス・オーウェン連邦準備法、翌年三月にはアラスカ（国有国営）鉄道建設法、九月には連邦取引委員会法、十月にはクレイトン・トラスト禁止法などの制定を見、更に一九一五年三月にはラ・フォレット海員法、一九一六年七月には連邦農地（抵当）貸付法、八月には倉庫法、九月にはキーティング・オーウェン（児童労働禁止）法、アダムスン（鉄道従業員八時間労働）法などが制定されたが、これらの法律の成立の事情、とくにそのためのウィルソンの努力と意図と、それらの法律の内容については「ウィルソン大統領の経済思想と立法計画（一）—（四）」（本誌第二六一—二九号所収）に述べたところである。その際、われわれは、ウィルソンの立法政策はニュー・フリーダムから次第にローズヴェルトのニュー・ナショナルイズムの性格を持つものに変容したことを指摘した。それはなにによるものであったか。ウィルソン流の改革を支援する力、更により大きな改革を要求する力——議会の内外における力——はどのようなものであったか。これを明らかにすることに、プログレッシヴ・ムーヴメントと呼ばれた「改革」を求める運動の性格を理解するのに必要であろう。

「ウィルソンの経済思想と改革計画——ニュー・ジャージー州知事時代を中心として——」（本誌第二十五号所収）の中で、プログレッシヴ・ムーヴメント（革新主義運動）の性格を考察した比較的若い研究家の見解を紹介したが、そのうち特に注目すべきものを見れば——。コロムビア大学のリチャード・ホフスタッター教授は、*The Age of Reform: From Bryan to F. D. R.* (1955) の中で、弁護士、牧師、新聞編集者などの中流階級の知的職業者が、ますます巨大化しつつあった大株式会社の経営者と急激に勢力を伸長しつつあった労働組合の指導者

の権力の増大によって、政治における、道徳的運動における、或いはアメリカ社会の倫理形成における指導者としての自分たちの地位が没落して行くのを見て、大株式会社の経営者と労働組合の指導者の両方に恐怖の念を抱くと共に、失われた自分たちの地位を取りもどすためにアメリカを改革しようとしたのがプログレッシヴ・ムーブメントであると説明し、アイオワ州立大学のサミュエル・P・ヘイズ教授は *The Response to Industrialism, 1885—1914* (1957) の中で、プログレッシヴ・ムーブメントというものがあつたかも知れないが、それは広い意味の改革を目指したものでなく、当時の政治的活動や動揺は巨大化した産業や都市を能率的に運営しようとする専門家達の試みであつたと論じ、ノースウェスタン大学のロバート・ウィービー教授は、*Businessmen and Reform: A Study of the Progressive Movement* (1962) の中で、実業家・銀行家は政治的にもイデオロギー的にも単一ではなかつたと指摘し、二十世紀初期のいわゆる革新主義時代の改革のいくつかは実業家や銀行家が率先して推進したものであると論じ、小経営者やあらゆる運輸業者が自分たちを保護するために、鉄道会社が大きな荷主（大会社）に運賃払戻しを行なうことを禁じる立法を要求し、一九〇三年にローズヴェルト政権下でエルクインズ法が制定され、内陸の銀行が東海岸とくにニューヨークの銀行の圧迫や支配に反抗し、アメリカの銀行制度の改革を要求し、主としてその要求によって連邦準備法が制定され、また各州がばらばらに不統一なビジネス取締り立法を行なっていることに不便を感じていた一方、シャーマン・トラスト禁止法の規定が曖昧で、禁止されるべき取引方法が不明確であることに不安を感じ、全国的な統一ある、シャーマン法の規定を明確にした緩やかな取締り立法を求めていた実業界の要望がクレイトン・トラスト禁止法を制定せしめたと言っており、ペンシルヴェイニア大学のガブリエル・コロコー教授は、*The Triumph of Conservatism: A Reinterpretation*

tion of American History, 1900—1916 (1963) の中で、プログレッシヴ・ムーブメントと「うものはなく、あつたのは反動主義的運動であり、プログレッシヴ・ムーブメントと言われているものは保守主義者が意識的に作りあげたものに過ぎないものであつたと述べ、彼によれば、連邦準備法も、ウィービーが見たところとは反対に、支配的地位が弱まってきたことを恐れたニューヨークの大銀行が指導権を回復し、支配体制を強化しようとしたものであり、クレイトン法や連邦取引委員会法も茫漠として曖昧なシャーマン法の規定のために産業界に現われていた不安定な状態を克服しようとしたビッグ・ビジネスの要求によって制定されたものであり、ウィルソンはビッグ・ビジネスの希望と圧力によく反応し、立法過程における議会操縦においてもビッグ・ビジネスの要望に従つたし、前記の法律に従つて設置されることになつた連邦準備局や連邦取引委員会などの規制機関を金融界や実業界の代表者に牛耳らせ、大銀行やビッグ・ビジネスの安泰を図つたといふのである。⁽⁴⁾

これらの研究者の見解のうち、特にコルコー教授の見解は、全く支持できない。「ウィルソン大統領の経済思想と立法計画(一)(三)のなかで連邦準備法や連邦取引委員会法およびクレイトン・トラスト禁止法の制定の由来およびそれらに対するウィルソンの態度や立法過程を見るとともに連邦準備局や連邦取引委員会のメンバーの人选に就いても見たわれわれは、ヘイズ教授やコルコー教授の見解より、ロバート・ウィービー教授のそれを選ぶべきであるといふ結論に達した。カリフォルニア大学のジョージ・E・マウリ教授も「彼(コルコー教授)が使っている資料は片よつたもので代表的なものではない」と述べている。⁽⁵⁾現状を改革是正する法律を求めていたのは大銀行やビッグ・ビジネスばかりでなく——確かに彼等も新しい法律を求めていたが——、ウィービー教授が力説したように、内陸の多数の中小銀行、或いは全国の無数の中小の実業家の間で現状を改革是正する法律——それは大

銀行やビッグ・ビジネスが求めたものとはおのずから異なっていた——を求めるとは起こっており、新しい法律はより多く後者の要求に応えるものであり、すべてのものを充分満足させることができるものでなかったにせよ、多くのものの圧倒的支持をもって迎えられたのである。そして、それらの法律を含むいくつかの現状を改革する法律を求めたプログレッシヴ・ムーヴメントは、また同時に、ヘイズ教授が指摘したように工業主義 (industrialism) への反応とも認めることができるだろう——ヘイズ教授がとらえた「反応」そのものの性格に対する見解は異にしているが。しかし、彼が「改革」を目指す運動を認めなかったことには不満を禁じ得ない。

さらに、ホフスタッター教授のいうような、中産階級の知的職業者がますます巨大化されて行く株式会社と急激に勢力を伸長しつつある労働組合の間にはさまれて、その指導的地位が失われ、没落しつつあった中流階級の知的職業者の地位奪回の運動としてこれを特色づけることは無理だろう。巨大化する団体の存在は認めなければならず、その間で圧倒されて行く組織されない人々があったことも認めなければならないが、われわれもその存在を認めようとするプログレッシヴ・ムーヴメントがそのうちの中流階級の知的職業者によって行なわれ、推進されたと見るだけでは不十分である。確かに彼等のなかに多くのプログレッシヴ・ムーヴメントのすぐれた指導者を見出すことができる。*Rendezvous with Destiny: A History of Modern American Reform* を書いたプリンストン大学のエリック・ゴールドマン教授は、その著者の中で、他の古い歴史家の業績を認めながら、古い社会的ダーウィニズムを批判した社会学 (いわゆる改革の進化論^{リフォーム・ダーウィニズム}) の諸大学における興隆を高く評価し、プログレッシヴ・ムーヴメントの指導者の多くが都市出身の大学卒業者であった理由を説明しているが、改革は都市出身の知識人や中産階級の人たちによっても求められていたが、現状の改革を求めるとは農業社会や労働界に

おいても起こっており、それぞれの代弁者を通じて政府に大きな圧力をかけていたのである。コルコー教授も、ウィービー教授もゴールドマン教授も、そしてこれらの研究者の見解を批判したマウリ教授も、農業社会で推進されたプログレッシヴ・ムーヴメント——それこそウィルソンのニュー・フリーダムをシーオドア・ローズヴェルトが提唱したニュー・ナショナリズムへの方向に変容させるのに重要な貢献をしたのだが——を無視している。

ウィルソンと彼の時代の優れた研究者プリンストン大学のアーサー・S・リンク教授は“*The South and the 'New Freedom': An Interpretation*”という論文⁽⁸⁾の中で、ウィルソンの立法計画に対する南部選出の連邦議会（上院・下院）議員の影響を考察し、多くの「改革」立法の成立は革新主義的な南部の農業社会の代弁者たる人々の力に負うところが大きく、彼等の圧力こそ——それがすべてでないにしても——ウィルソンに、ニュー・フリーダムを捨ててシーオドア・ローズヴェルトのニュー・ナショナリズムの計画の殆どすべてを採用せしめるにいたったと力説している。リンク教授は、その論文の中で、ウィルソンのニュー・フリーダムの基本的な性格は自由放任主義 (*laissez-faire*) であつたことを強調した後、ウィルソン時代の南部の農業主義者 (*agrarians*) は、十九世紀の「農民運動」(リンク教授のいう *Agrarian crusade*) とくにグレインジ運動からポピュリズムの運動にいたる) の基底にあつた哲学——即ち、貧苦に痛めつけられた或いは政治的に無力な経済的集団に利益を与えるために経済問題に直接干渉するのが政府の義務であるというもの——の直接の相続人であり、そして今や民主党内での「その」主な表明者であつた」と見、政府内部の南部人や、政府（行政部）や党の正規の方針に常に従おうとした「その利害がより数多くの南部人のグループの利害と多かれ少なかれ異なっていた政治的伝統と選挙民を代表していた」人々と異なり、そしてとりわけ政府支持の南部人の多くが保守主義者であつた(9)のと異なり、

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーヴメント (二)

彼等はしばしば「その遙か左側に」立っており、彼等の「存在と力とが民主党、ウィルソンの政府、そして国家（＝国民）に重大な影響を及ぼしたと説き、「彼等はウィルソンを進歩した革新主義者たらしめることを助け、そして彼の政府が広汎な社会福祉立法計画を行なうようにするのを助けた」と述べている。⁽⁹⁾

政府内部の或いは政府に服従した議会の南部人は確かに同教授が認めるように急進主義者ではなかったにしても、保守主義者とは言い難いと思われるが、より多くの南部選出議員が戦闘的なグレンジャーやポピュリストの主張の継承者であったことを指摘されて驚くと共に、南部の民主党員の多くが頑なまでに連邦政府の干渉や介入を拒む州権主義者であると考え勝ちなわれわれの蒙が啓かれた^{ひら}思いもするが、リンク教授のこの論文を俎上に載せたカリフォルニア大学のリチャード・M・エイブラムズ教授の論文 Woodrow Wilson and the Southern Congressmen, 1913—1916 にさらに大きな敬意を払いたい。⁽¹⁰⁾ 彼は、リンク教授を「ウィルソンがニュー・フリーダムに専心していたとしたら、ニュー・フリーダムの諸原則に適合しないように思われる多くの立法がいかにして彼の第一執政期中に行なわれたか」という歴史家にとつての重要な問題を解決することを企てた最初の一人であったと高く認めた後、同教授の前掲の論文に論評を加えながら、リンク教授よりさらに深く問題に立ち入り、南部人の間にも存在したことを認めなければならない多くの改革の推進者が、一体、南部のどの州のいかなる人たちであったかということを具体的に示し、彼等がウィルソンを「進歩した革新主義者」たらしめ、さらにとくに彼をしてニュー・フリーダムを放棄しニュー・ナショナリズムの実践者たらしめることに貢献した程度をさぐるうとしている。ウィルソンが主張し、勧告し、あるいは擁護し、援助して行なわれ得た革新主義的な立法の主なものそれぞれに対する南部選出議員の貢献に就いてのエイブラムズ教授の見解は後にも紹介したいが、

ここでは彼は、リンク教授が曖昧に用いた「南部」の範囲を明確にし、彼自身はその論考のために用いる「南部」という言葉は南北戦争時に南部連合を構成していた十一州を指すと述べていること——われわれもそれに従いたい——、そして政府やその意向と大体において一致した民主党の立法計画に、保守主義の立場からであれ急進的な側からであれ、明らかに不満を表明し或いは反対した南部選出の議員は最も多い時でも四〇パーセントそこそこ過ぎず、そして彼等が特定の政治・経済上の哲学を持って常に終始一貫して団結して政府に圧力をかけていたら政府の即ちウィルソンの立法計画に重大な影響を与えたであろうが、急進的な「反乱軍」の構成は常に小さなものであり、しかも絶えず流動状態にあったのであり、政府の安定を脅かし、政府に重要な譲歩あるいは新しい計画を強いるほど強力なものではなかったと説き、南部選出の民主党議員は政府の立法政策を左右したものはその主役であるより寧ろ、政府の立法政策を推進し特にそれがニュー・フリーダムからニュー・ナシヨナリズムに変貌して行くための道具あるいは手先の役をさせられたものであり、そしてそのような政府の権力の拡大をともなった革新主義的立法は主として差し迫った選挙や国際情勢の変化（第一次世界大戦の勃発とメキシコとの紛争）に応じて行なわれることになったのであり、ウィルソンはその場合における彼自身の立場と彼の国家と党（民主党）に対する義務をニュー・フリーダムより優先させたのだという結論を示していることを指摘しておきたい。¹⁰⁰

プログレッシヴ・ムーヴメントの重要な要因の一つとして南部の農業利益集団が求めた現状改革の要求やそのための運動を軽視すべきではない。リンク教授は前掲の論文の中で、そのうちの特に急進的なものに注目し過ぎ、それこそプログレッシヴ・ムーヴメントの前進とりわけニュー・フリーダムからニュー・ナシヨナリズム的

なものへの移行の推進力であったと力説したが、その過大評価をエイブラムズ教授によって指摘され、エイブラムズ教授の見解に賛同するにしても、南部の、さらに中西部や極西部その他の農民の改革を求める要求とプログレッシヴ・ムーヴメントにおける彼等農民の役割を見落してはならない。エイブラムズ教授も南部選出議員の役割の過大評価を戒めているだけである。ホフスタッター教授もウィービー教授も、特にコルコー教授はより完全に、プログレッシヴ・ムーヴメントのこの面を無視している。われわれは労働界の役割も認め、拙稿前掲論文(本誌第二十九号所収)において触れたが、マウリ教授が彼自身農業界の役割に注目していないが、「革新主義運動(『プログレッシヴ・ムーヴメント』)ほど複雑な性格を持った歴史現象を私は知りません。その運動を一つの要因あるいは二、三の要因から説明することはできません。歴史というものは実にたくさんの要因が集まって作り上げられ「てい」るものです」と述べているように、われわれは多くの要因を考慮に入れなければならない。

マウリ教授が「革新主義を再解釈するにあたり、私は以前あまり触れ「られ」なかった二つの要素をつけ加えたい」と述べ、「罪の意識」すなわち裕福な人や政治家のうち幾人かのものが(キリスト教の教義に対する信仰を失って来ている、そして神学的な罪の意識をあまり感じなくなっている)正直であって倫理的教えを守るのに非常に熱心であったことと、「年齢の要素」とくに「歴史の推進力としての年齢の要素」すなわち長い間権力の座にいたいた人たちに取って代わろうとする或いは閉ざされている出世の道を開こうとする若い野心的な人たちによる自分たちの存在を示すための年老いた先輩に対する挑戦——必ずしも年老いた人の政策や思想を嫌ったからではなく、挑戦あるいは対抗することによって自分たちの存在を示すことができると考えられたことを挙げていることは注目に値する。⁽⁴⁵⁾ シーオドア・ローズヴェルトが最初に政界に現われた頃の上院の議員は殆ど六十歳、七十

歳の高齢者であったし、二度知事候補指名獲得に失敗をかさねたのち、四十五歳でウィスコンシン州知事に選ばれたロバート・M・ラッフォレットが彼の州で改革を推し進めた後、五十歳で上院議員になり（一九〇五年）、同年輩の或いはより若い同僚とともに年老いた先輩に挑戦したことをわれわれは知っている。ウッドロー・ウィルソンは大統領に当選した時は、まさに五十六歳であった。世間的に見て決して若いと言えないにしても、彼が直面した議会にも、さらに財界やそれと密着したいわゆる党操縦機関（パーティ・マシンの）にも年老いた多くの人たちがいた。しかも、彼は政治家としては僅か二歳を越えたばかりであった。合衆国最高の地位である大統領に当選した彼にとって、それ以上の達成すべきいかなる野心があったか。彼にとって、それは彼の真の野心を達成すべき手段に過ぎなかっただろう。われわれは、彼の野心とは、少年時代から夢みたグラッドストーンになることであり、さらに前稿（本誌第二十号）七九一八〇ページに述べたようなプリンストン大学学長時代、一九〇八年に *Constitutional Government in the United States* ⁽⁴⁵⁾ の中で書いたところのもの、即ち合衆国大統領はかくあるべきものと学者としての立場から教えたものにもよるからなるということであった。われわれは、プログレッシヴ・ムーヴメントが複雑な性格を持つ歴史現象であるということも念頭におき、ウィルソン自身「矛盾した性格」の持ち主で、「謎の人」と伝記作者や親しい人を含む多くの人から言われ、そのためにこそ、個人としては反感を持っていたが、ウィルソンの友人の助けを得てその心理学的研究を企てたとオーストリアの精神病学者シグマンド・フロイトが言っているような「複雑な人」⁽⁴⁶⁾ であったことも考慮に入れながら、この誇り高いヴァージニア生まれの *Constitutional Government in the United States* の著者がニュー・ジャージー州知事を経、適度に進歩的な知事として民主党の大統領候補に指名され、大統領に就任して、大統領としてその運動をいかに受けとめ或いは自分のも

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーヴメント (三)

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーヴメント (三)

のとして行ったか、そして彼がその指導者になったプログレッシヴ・ムーヴメントはいかなる成果をあげたか、ニュー・フリーダムからニュー・ナショナリズムの移行は果たしてなによるか、そして果たしてウィルソンはどの程度に進歩主義者といえるかどうかということを検討したい。

- (1) 共和党の大統領候補で大統領在職中のタフトが得た一般投票(約三四八・七万票)と共和党を脱党した人々によって組織された進歩党(―革新党)を率いたシーオドア・ローズヴェルトが得たそれ(約四一一・九万票)を合計すればウィルソンの得票(約六一九・七万票)より一二一万票近く多かった。U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1957* (Washington, D. C. : U. S. Government Printing Office, 1961) p. 682. を見よ。なお、一九一一年―一三年の第六十二議会の上院は共和党議員五一名と民主党議員四一名をもつて、下院は民主党議員二二八名、共和党議員一六一名、その他一名をもつて構成されていたが、新しい議会(一九一三年―一五年の第六十三議会)は上院に民主党議員五一名、共和党議員四四名、進歩党議員一名を、下院に民主党議員二九一名、共和党議員二二七名、進歩党議員一五名、その他二名を持つことになった。ibid., p. 691 を見よ。後者の下院議員二九一名のうち一四四名が一九一二年に初めて当選したものであった。そのため、ウィルソンは容易に彼等の多くを支配することになるのである。連邦議会の議員の選挙において民主党が勝利を収め得た事情に就いては、州知事・州議会議員の選挙とあわせ稿を改めて考察したい。

- (2) Matthew Josephson, *The President Makers : The Culture of Politics and Leadership in an Age of Enlightenment 1896—1919* (New York : Frederick Ungar Publishing Co., 1964), Chap. XII, p. 384 ff. H
ドワード・M・ハウスが一九一二年に匿名で書いたその小説 Philip Dru, Administrator はハウスの政治思想と彼がウィルソンに託した希望や期待を知るための重要な資料と思われるが、前掲「ウィルソン大統領の経済思想と立

法計画」のなみで梗概を紹介したので、重複を避けた。本誌第二十六号八〇ページを御覧いただきたい。

- (3) Robert H. Wiebe, *Businessmen and Reform: A Study of the Progressive Movement* (Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1962), p.128.
- (4) Richard Hofstadter, *The Age of Reform: From Bryan to F. D. R.* (New York: Alfred A. Knopf, 1955); Samuel P. Hays, *The Response to Industrialism, 1885—1914* (Chicago: University of Chicago Press, 1957); Robert H. Wiebe, op. cit.; Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism: A Reinterpretation of American History, 1900—1916* (New York: The Free Press of Glencoe, 1963). なお、上記の二書に就くは、更に、George E. Mowry, *The Progressive Era: Recent Literature and New Ideas*. 2nd ed. (Washington, D. C.: Service Center for Teachers of History, 1964) を参照されたい。
- (5) G・E・マウリー「革新主義運動——その功罪と解釈について——」(明石紀雄訳、日米フォーラム・一九六七年三月号)三二—三三頁。これは、一九六六年に同志社大学で開かれた京都アメリカ夏期セミナーで同教授が行なった講演の邦訳を収録したものであるが、その中で、同教授は更に「ホルロー教授の見解について私は研究方法のうえでも歴史哲学のうえからも強く反論したいと思います。彼はいわゆる『新しい急進主義者』の一人であります。彼は少数グループの権利を守るのに大変熱心であります。しかし、黒人問題を除いては彼の態度は極端に否定的、いな、近代社会においてはほとんど虚無的とさえも言えます……」と批判している。
- (6) クインズ教授のより新しき著書 *Conservation and the Gospel of Efficiency: The Progressive Conservation Movement, 1890—1920* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1959) を見よ。なお、クインズ教授はこの本が刊行された当時はアイオワ州立大学の歴史学の Associate Professor であった。
- (7) Eric F. Goldman, *Rendezvous with Destiny: A History of Modern American Reform*, revised ed. (New York: Random House, 1964) を見よ。

ウイットン・ジョンソン・ダーナム 註

York: Vintage Books, 1956), pp. 79—81, 86—90.

- ② The American Scholar, XX (Summer 1951), pp. 314—324. 上の論文は、Sidney Fine & Gerald S. Brown (eds.), The American Past: Conflicting Interpretations of the Great Issues, Volume II (New York: The Macmillan Company, 1961) pp. 278—287 に収録されている。

③ Sidney Fine & Gerald S. Brown (eds.), op. cit., pp. 281, 279—280.

- ④ The Journal of Southern History, XXII (November, 1956), pp. 417—437. 上の論文は、Sidney Fine & Gerald S. Brown 共編の註釋書『The American Past……, Volume II, pp. 287—304』に収録されている。

⑤ Sidney Fine & Gerald S. Brown (eds.), pp. 288, 292, 291, 304.

- ⑥ リンヒ教授の『その論文 (The South and the “New Freedom”: An Interpretation) の最後のパラグラフは彼等の貢献こそ多くの面で疑いもなく「決定的」(decisive)であったと「結論しなければならぬ」と述べながら、それに続けて、慎重に「彼等の計画はその範囲において限られており、そして大いに階級的利益によって動機を与えられたものであったにしても、『南部の革新主義者』(Southern progressives)は一九一三年から一九一六年までに起こった民主党の政策における驚くべき変化に対し、他の主要なグループと同じくらい多くの功績を主張するべきだと結んでいる。Sidney Fine & Gerald S. Brown (eds.), pp. 286—287.

- ⑦ なお、リチャード・M・アブラムズ (Richard M. Abrams) は八年後に『Conservatism in a Progressive Era: Massachusetts Politics, 1900—1912』(Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1964) の中で、マサチューセッツ州における保守勢力に就いて書き、同州の保守派が他の州におけるより遙か以前に現代通常われわれが革新主義的改革と呼んでいる婦人・年少者のための法律や工場における労働条件を改善する法律を制定していることを指摘し、これらの改革が成功したのはそこにおいて古くビュリーリタンの倫理が残っていたためであると説いている。保

守勢力の指導の下で改革が推し進められたのは全国でマサチューセッツ州だけであつただろうが、保守的な、州権主義的な南部人が、一九一三—一六年に州のレヴェルではなく連邦のレヴェルではあつたが改革を求め、その主動力ではなかつたにしても、連邦主義（＝反州権主義）的革新主義＝ニュー・ナショナルリズムの推進に力をかけた理由を、われわれは、ここではピューリタンの倫理の影響ではなく、南部民主党の南北戦争前の時代以来初めての勝利感と、それに傾いたウィルソン大統領の指導力に加えて、北部に対する反感とくに北東部の繁栄に対する嫉視、とりわけその金権主義あるいは工業主義に対する強い憎悪の存在を認めたいと思う。

- (14)・(15) 前掲、G・E・マウリー「革新主義運動……、三三—三四ページ。なお、彼は「歴史解釈における年齢の要素」に就いても言及し(三四—三五ページ)、「若い歴史家」が年老いた世代の人たちの見解に挑戦して自己の存在を示そうとしていると述べながら、「若い歴史家は一つの歴史的要因を強調していますが、それはわれわれが他の歴史的要因を強調したから」だとしている。古い世代の歴史家も、より古い世代の歴史家が別の歴史的要因を強調したため「他の歴史的要因」を強調したのだろうか。それだけの理由からだったのだろうか。

- (16) La Follette's Autobiography: A personal narrative of political experiences by Robert M. La Follette, with a foreward by Allan Nevins (Madison, Wisconsin: The University of Wisconsin Press, 1960) 〇二〇—二〇二 chaps. V—X を見たい。

- (17) より詳しくは拙稿「ウィルソンの経済思想と改革精神——その形成過程——」（本誌第二十四号所収）四〇—四二ページを御覧いただきたい。

- (18) Woodrow Wilson, Constitutional Government in the United States (New York: Columbia University Press, 1908). 一九六一年に A Columbia Paperback としてニュー・ユー・シー・パブリック本も出版された。

- (19) いくつかの州で行なわれた、州のレヴェルにおけるプログレッシヴ・ムーブメント、とくに連邦のレヴェルにおいてウィルソンとプログレッシヴ・ムーブメント ㊦

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーブメント (三)

行なわれたものに先立つもの或いはその底流をなしたものに就いては、別の機会に取り上げたい。それに関する参考文献は本誌第二十五号の二八ページに若干掲げておいたので御覧いただきたいが、次のものをここに付記しておく。

Robert F. Wessler, Charles Evans Hughes: Politics and Reform in New York, 1905—1910 (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1967).

(20) S・フロイト、W・C・ブリット共著(岸田秀訳)、ウッドロー・ウィルソン——心理学的研究——(昭和四十四年、紀伊国屋書店)、四〇ページ。

七

ウィルソンは、選挙戦の間、「われわれがいま戦いを挑んでいる暴政とは何であろうか。それは、人民を代表していない組織による法の支配、立法の支配、裁判の支配であります。暴政という言葉によって、われわれは、特に、資本の特殊な団体の利益のために政治が行なわれ、法律がつくられていることを指しているのであります。……このような目的のために政党組織が利己的な実業界と手を結んでいることを指しているのであります。

われわれは、わが国の歴代の政権のうちの多くが、このような影響の下で……人民を代表する政府であることをやめ、特殊な利益団体を代表する政府となり、人民によって支配されていない政党操縦^ウ機関^クによって支配されるに至ったのを目撃しました⁽¹⁾と宣言し、政府はもはや大企業によって掻き乱されてはならず、特殊な利益に奉仕してはならないと説き、いままでは「資本家と製造業者との連合」が「合衆国の主人」であったが、この「絶対に許し難い」関係を逆にすべきであると提唱し、政府が合衆国の人民の手に戻り、実業界のためよりも社会全体

の利益のために活用されることを望み、「偉大な国民は、ある特殊な利益集団と結び付けられてはなりません：民主主義的政治組織の安定性は、すべての利益は各人の利益であるという事実にあります」と述べていた。⁽²⁾そして、彼が、選挙戦のさなか一九二二年八月二十八日にブランダイスと会見し、その意見を入れて、競争それ自体を規制し、抑制するという手段で、競争と企業の自由を回復させるという問題を中心にして選挙戦を戦うことにしたこと、さらにブランダイスが、共和党の革新主義者が共和党から脱党して結成した進歩党(＝革新党)を支持せず、ウィルソンの陣営に加わった理由を新聞記者にたずねられた時、民主党こそ産業上の自由のための立法の希望を最も与えてくれるものと信じており、ローズヴェルトの党(進歩党)は独占を規制することを企て、そのようにして違法であるものを合法的なものとして認めようとしているから失敗するだろうと答え、「われわれは独占ではなく競争を規制しなければならない。というのは、われわれの産業上の自由とわれわれの市民の自由は相い伴うものであり、産業上の絶対主義の国家では市民の自由などというものは存在しないからである」と述べ、ウィルソンはそのようなブランダイスの意見を自分自身の意見として、独占の弊害を力説しながら、「独占ではなく競争を規制しなければならない」と宣言し、「(公衆の)自由を回復し擁護するために(特定のものの)自由を規制すべきことを唱導し、彼の唱えたこの新しい自由ニユー・フリーダム (New Freedom) という言葉が彼の改革計画の代名詞になった事情については前掲の本誌第二十五号および第二十六号所収の拙稿のなかで述べたところである。

ウィルソンのニュー・フリーダムは、自由企業と経済的個人主義の伝統に立脚していたものであり、政府の目的は「自由市場のメカニズムの円滑な運転に対するすべての障害を除去すること」であり、そして彼の政府は長

年にわたる共和党の支配のもとで特定の階級のものが特権をほしのままにし、あらゆる不正を行なって来た民主党が指摘してきていた弊害を除去すべきであると主張したものであったという、リンク教授とエイブラムズ教授の見解⁽⁴⁾に賛成していいだろう。即ち、ウィルソンは、あらゆる種類の階級立法を取り除き、特権を剝奪し、国民に自由を回復させ、究極において自由放任主義を行なうことを望み、その政治上の手段としてニュー・フリーダムを考えた、とリンク教授とともに言っている。そして、このことは、両教授も指摘しているように、さらにわれわれが「ウィルソン大統領の経済思想と立法計画(一)―(四)」(本誌第二十六号―二十九号)において見たように次第に彼の立法計画の中に見られなくなって行くのである。

ウィルソンが第一に着手しようとしたのが、若い日から大きな関心を持っていた関税改革であり、共和党が南北戦争以来党利党略のために実業界に与えて来ていたと彼が非難し、彼を含む革新主義者たちの眼に特権のシムボルと映じていた保護関税をまず粉碎しようとしたのである。

彼は特別議會を召集し、ジョン・アダムズ大統領以来どの大統領もそうしかなかったのに自ら議會に現われ——彼は *Constitutional Government in the United States* (1908) の著者であり、少年時代から国会で雄弁をふるった英国の偉大な首席行政官グラッドストーンに憧れていた、講義になれた大学教授あがりの大統領であった！——関税改革を勧告した。その演説の中で「この国の産業を『保護する』という穩当な考えを通り過ぎ、政府の愛顧を受ける資格があるという考えを凶々しくも持つようになった」人々を攻撃し、「直ちに繁栄の自由な水路を……国民に開く」よう訴えた⁽⁶⁾。彼にとって関税の引下げは、国民の生計費を引下げるばかりでなく、就任演説の中で述べていたように、企業の自由を回復する手段の一つであり、自由な国民の惜しみない活発

な活動によって国民の進歩と繁栄がもたらされると考えていたのである。新関税法の立法過程、アンダーウッド
|| シモンズ関税法の成立の事情およびその内容（鉄、羊毛、砂糖などを含むおよそ一〇〇の品目——但し砂糖は一九一
六年から実施——を新たに無税リストに加えたばかりでなく、九五八品目の関税を引下げ、歳入目的のため一〇〇近くの品目
に就いては若干引上げ、一九〇九年のペイン・オールドリッチ関税法より平均一二パーセント低い二六パーセントに引下げ、平
均税率は一八四六年のウォーカー関税法のそれに近くされた）に就いては、それが高額所得者に対する所得税を賦課し
たこと（免税点はまだ高く、年間二万ドルを越える所得に対しても附加税とも最高七%という低い税率ではあったが）、ただ
しそれは社会政策的な目的からではなく、予想される関税収入の減収を補うためのものであったということと共
に、本誌第二十六号所収の前掲拙稿に述べておいたが、この法律の成立は、アラバマ州選出のオスカー・W・ア
ンダーウッド議員（下院歳入委員長）とウィルソンの力に最も負うところが大きく、特に羊毛関税と砂糖関税の撤
廃に対する南部選出の上院議員の反対が激しく、ウィルソンの圧力とアイオワ州選出のアルバート・B・カミン
ズ上院議員（進歩党）とミズーリ州選出のジェイムズ・A・リード上院議員の尽力が高く評価されるべきである
ことを指摘するに止めたい。

関税法案をめぐる論争が続いていた間に、ウィルソンは一九一三年七月にニューランズ（鉄道労働争議調停・幹
旋）法案を支持し、これに署名した。彼は個人的には労働組合を好まなかったが、選挙における労働者の支持に
応えようとしたものであり、⁽⁶⁾ 僅かずつローズヴェルトのスクウェア・デイル或いはニュー・ナシヨナリズムに
近づいて行ったのである。そして、ニュー・フリーダムからの逸脱は、関税改革に次いでニュー・フリーダム実
現の第二步と一般に言われている通貨・銀行制度の改革にも現われていると言えるかも知れない。それは、就任

演説や一九一三年六月二十三日の演説のなかで述べられたように、銀行制度と通貨の発行に対する国家の統制力を強め、連邦政府の支配の下で通貨と信用に伸縮性を与え、銀行資金の多くが大金融中心地とくにニューヨークで投機的に利用されている弊害を是正し、銀行をビジネスや個人の企業の主人ではなく、その道具たらしめようとしたものであり、連邦政府が経済界に介入しようとするものであったが、彼の究極の意図はアメリカの潜在的な経済的エネルギーを解放するため通貨の供給と信用における私的独占を破壊することであった。⁽⁸⁾ 南北戦争中に制定された国法銀行制度の欠陥が補われる必要は銀行家自身も痛感しており、タフト政権下において既に改革案（オールドリッチ法案）がつくられていたことや、グラスリーオーウェン連邦準備法の制定の事情とそれに従って設置されることになった連邦準備局のメンバーの任命やその機能に就いては本誌第二十七号所収の拙稿に述べたため、重複をできる限り避け、ここでは、この問題をプログレッシヴ・ムーヴメントのなかでの論争問題として考察するに止めたい。

まず、ウィルソンは、ニューヨークの銀行の連合体が、連邦法によって設けられる中央銀行が必然的に負わされるであろう公的責任を負わずに中央銀行の持つあらゆる権力を事実上行使しているとの見、「大きな独占は、この国においては貨幣の独占である」と述べていたが、彼自身通貨や銀行制度に就いては殆ど实际的な知識を持っておらず、現状をいかに改革するかというプランも持っていなかった。⁽⁹⁾ 彼は、大統領に当選して間もなくヴァージニア州選出下院議員カーター・グラス（後の下院銀行業・通貨委員長）と下院の銀行業・通貨委員会の専門顧問H・パーカー・ウィリスが作成した地方分権化された民間支配の準備制度を設け、これを全般的に財務省の通貨監督官が監督するという提案を示されたが、ウィルソンは通貨監督官の監督では満足できず、「その機構の上に置か

れるべき冠石——統制し、調整し、そして中央銀行の機能を果たす」中央機関を設ける必要と、その権限に就いて明白に規定し、中央集権の行き過ぎを防ぐべきことも主張した。「冠石」を設けるウィルソンの提案を入れたウィリスIIグラス案は、民主党急進派の領袖であり、ウィルソンの大統領候補指名獲得と当選に大きな功績が認められるべきブライアン（國務長官）や上院銀行業・通貨委員長ロバート・L・オーウェン（オークラホウマ州選出）さらにニュー・フリーダム共同設計者であったブランドイスの強い反対に遭遇した。特にブライアンとブランドイスの共通した意見は政府だけが通貨を発行すべきであり、政府が（民間人とともに銀行家を加えた委員会ではなく）銀行制度を支配すべきだということであった。¹⁰⁰ウィルソンはグラスとともに譲歩を余儀なくされ、「新しい法律が設ける銀行制度と銀行券の統制は私的（民間）統制でなく公的な統制でなければならず、その支配権は「連邦」政府に与えられなければならない」と両院合同会議で説くことになった。¹⁰¹そして、ウィルソンが承認したグラス案は、ブライアンと西部の民主党員と実にニュー・フリーダムの共同設計者の圧力によって、地方分権化された準備制度の設置と、政府による連邦準備通貨の発行および大統領が指名したもので構成される中央準備局による新制度の全般的な、ただし一定限度の統制を規定するものに変更された。しかし、大銀行家とくにニューヨークの大銀行に反感を抱き「改革」を望んでいた中西部の銀行家の支持を獲得するために、中央準備局のメンバーに銀行家を加えることをウィルソンは承知せざるを得なかったばかりか、農業信用に関する規定がないことを不満とした南部の急進的農業主義者の攻撃を受けることになった。ウィルソンは農業信用に関する規定を別個の法案として提出するよう提案したが——この提案が一九一六年の農地〔抵当〕貸付法に発展することになるものであるが——、短期の農業信用を与える、農業手形と商業手形の平等性を原則的に認める譲歩（しかもその再割引の期間は後者の三

カ月に対し、前者は六カ月)が行なわれなければならなかった。⁽⁴²⁾ 国法銀行相互間での重役兼任を禁じる規定や銀行預金を一定限度まで保証する規定⁽⁴³⁾もついに加えられなかったが、銀行業と通貨の発行に対する連邦政府の権限はこの法律によって強化され、しかもウィルソンが嫌っていたはずの特殊な階級(それが恵まれない人たちが属する階級であっても)に対する恩恵を少しだけではあるが認めることになったし、議会闘争の過程において更に大きな恩恵を与えることを約束することにもなったのである。エイブラムズ教授はこれらの過程と種々な圧力を加えて法案を書きかえさせた人々のいく人かを紹介している。そして得た結論は、いわゆる進歩的な方向に動かしたもののなかに南部選出議員が多かったにしても、その動機は地域的・利己的色彩が強く、さきを示したようにそのグループは絶えず流動していたということである。この法律の長所と欠陥に就いてはさきに掲げた拙稿の中で述べておいたが、その法律が当時にかに歓呼の声をもって迎えられたかということ、そしてその立法過程におけるウィルソンの指導力を賞賛する声がいかに高かったかということを、ウィルソンの研究家レイ・スタナード・ベイカーは進歩党(＝革新党)や共和党を支持していた新聞の論評を引用しながら示していることに注目したい。⁽⁴⁴⁾ しかし、これだけを強調すればコルコー教授を喜ばすことになるだろう。

ウィルソンは連邦準備法の制定を終えると直ちに独占禁止法の強化に就いて計画を樹て始めたが、それを察したJ・P・モーガン商会を初め有力なウォール街の投資銀行が多くの銀行、鉄道および工業の会社からの重役の撤収と将来におけるその他の諸会社からの重役の引揚げの意思を声明し、ウィルソンの友人はそれをウォール街の無条件降伏と観察したのに、ウィルソンは追撃を企てたことと、連邦取引委員会法とクレイトン・トラスト禁止法が制定されることになった経緯とこれらの法律の内容は本誌第二十七号と第二十八号で述べたところであ

る。そのなかで、それらの法律はニュー・フリーダムの極致と見られると同時に、そのなかに既にニュー・ナシヨナリズムの色彩をもちや明らかに見ることができていることを指摘した。

一九二二年の大統領選挙戦で、一人の有力な候補者（ウィルソンとローズヴェルト）が示した資本の巨大な集中あるいはトラストに対する態度は微妙に異なっていた。ローズヴェルトは、政府が強力な委員会によって公共の利益になるようそれを規制すべきであると提唱し、トラスト禁止法を反動的だと非難さえしたのに対し、ウィルソンはそのような委員会が資本家に支配される可能性を考え、トラスト規制機構そのものが巨大なトラストに支配されるパターンリスティックな社会に向う恐れがあるとしてローズヴェルトの計画に反対し、ローズヴェルトのように「トラストを合法化する」より「競争を規制する」ことを選び、トラストの形成をもたすような条件を除去することによって競争を維持することを提唱したのである。この間において、ローズヴェルトの進歩党（「革新党」）に加わった革新主義者の多くのものがトラスト禁止法の強化を求めていた。そして、ローズヴェルトのニュー・ナシヨナリズムの計画に不満の意を表明し、ニュー・フリーダムの競争の復活のために戦うと主張するものも現われ、共和党に残った革新主義者のなかにさえその支持者を見出すことができた。¹⁵⁾ローズヴェルトが真剣にトラストを取締ることができるとかどうか甚だ疑わしく思われた。これに就いては前号に述べたようなトラスト支持者、ジョージ・W・パーキンズとの関係を考慮する必要がある。いずれにせよ、ウィービー教授が指摘したように曖昧なシャーマン法の規定を明確にしてくれるような、そして緩かな取締り立法を求める声が全国の企業家・経営者から起こって来ていたことは本誌第二十八号で見たと同様である。

一九一四年一月二十日にウィルソンは両院合同会議でトラスト問題に就いて演説し、シャーマン法を補強する

立法を要請したが、その中で彼は最高裁判所による「条理の法則」の適用によって一そう曖昧になっている禁止さるべき取引慣行を法令によって明確にすることができると説き、とくに重役兼任（＝連繫）と持株会社の禁止を要望し、株式会社の不正行為はそれがいかなるものか発意と命令によるものかを確かめ、株式会社でなくてそのような人間を罰すべきであるという持論を述べたが、従来の意見を捨てて州際取引委員会のような政府の委員会の設置に賛意を示した。しかし、彼はビジネスを規制するものでなく、実業家に情報やアドヴァイスを与え、彼等の取引の方法や計画が法の禁じるものでないかどうかを明らかにし、不安や危惧の念を除去させるような機関であることを望んだのである。¹⁰⁰ウィルソンの計画は、下院司法委員長（ヘンリー・D・クレイトン（アラバマ州選出））によって作成された一連の不公平な取引行為を列挙し、重役兼任と持株会社および会社を結合させるような株式保有などを禁止する法案と、ウィリアム・C・アダムスン（ジョージア州選出）、ジェイムズ・H・コヴィンガトン（メーリランド州選出）等の下院議員とフランシス・G・ニューランズ（ニュージャージー州選出）、ジェイムズ・H・コヴィンガトン（メーリランド州選出）等の下院議員とフランシス・G・ニューランズ（ニュージャージー州選出）によって作成された、反トラスト問題において法務省の右腕の役を勤める（ビジネスのプラクティスに就いての独立の裁定者でなく）、商務省の株式会社局より少し多くの権限を持つ株式会社局に代わる連邦取引委員会を設けることを定めた法案に具体化された。そのほか州際通商委員会に鉄道会社による有価証券の発行に対する監督権を与えようとするサム・レイバーン（テキサス州選出）とブランドイスによって作成された法案があった。最終的に成立を見た連邦取引委員会法やクレイトン法は、それらの法案ほど厳しいものでなくなっていたが、最初のそれの作成者がブランドイスを除けば、いずれもメーリランド州以南あるいは遙かな西部の州から選出されていたものであり、東北部や中西部の実業界と縁の薄い、そして特にそれと敵対していた地域、同時に州権主義の色彩

の濃い地域を代表する人たちであったことは興味深い。

これらの法案に対する論争は、組織労働者と農民による彼等の団体に対するトラスト禁止法の適用免除と、革新主義的な小実業の代表による強力な連邦取引委員会を求める要求によって起こされ、更に民主党内の過激な農業主義者たちは、ブライアンの指導の下で、株式取引所に対する厳しい連邦（国家）規制、一会社あるいは一つの持株会社が一つの産業の国内生産の三分の一を支配することの禁止、大企業を駆逐することができるような累進法人税の賦課等を要求した。そして、一九一四年九月に両院を通過して成立した連邦取引委員会は革新主義者と小実業の代弁者を代表したレイモンド・B・ステイブアンズ下院議員（ニュー・ハンプシャー州選出）の提案を盛りこみ、五名の委員をもって構成される連邦取引委員会に、申立てを受けたトラスト禁止法違反を調査し、聴聞会を開き、州際商業における不公正な競争方法に対して排除・差止めを発する権限を与えるものであり、ウィルソンは結局において「政府の」委員会しかもかなり強力な委員会の設置を同法成立の三カ月前に承諾させられていたのである。

その法律の成立の少し前からウィルソンはトラスト禁止法に大きな関心を失ったようである。ヨーロッパの情勢の悪化による証券市場の混乱とそれに伴う鉄道会社の財政危機を目標としてレイバーン法案を葬ることに同意すると共に、クレイトン法案に関心を示さなくなり、トラスト禁止法強化計画を竜頭蛇尾に終わらせることになったと思われる。それを、ヨーロッパ戦争の勃発によって彼の関心がなにより中立の維持とヨーロッパ情勢による実業界の混乱の防止に向けられたためと考えていいだろうが、これに妻の重態と死（八月六日）を付け加える必要があると思われる。

一九一四月十月に成立を見たクレイトン法の内容に就いては前掲の拙稿で紹介しておいたので、独占を醸成する価格差別、排他的取極め、持株会社、重役兼任制を全面的ないし部分的に禁止したことを指摘するに止め省略するが、ブライアンの提案は付け加えられなかったことと、労働者と農民が要求していた彼等の団体をトラスト禁止法の適用から免除することは明文化されたこと(第六条)、ただしサミュエル・ゴムパーズが「労働〔者〕の大憲章」と呼んだこの規定も慎重に労働組合や農業団体そのものの存在や運営が認められただけであり、労働組合などに非合法の行為があるとき(非合法のストライキを行ない、或いはトラスト禁止法に違反するようなとき)は訴追を免かれるものではない、とウィルソンはクレイトンと共に念をおしていることを特に指摘しておきたい。同法は、また、労働争議において裁判所またはその判事が差^{レジストレーション}止命令や禁止命令を出すことを条件付きで禁止した(第二十條)。なお、かなり強力な連邦取引委員会の設置をウィルソンが認め、ローズヴェルトのニュー・ナショナリズムへの傾きと見ていいが、その五名の委員のうち三名までが実業界出身の人であったことは、それを実業界に対する警官であるより相談役にさせたいというのが彼の意図であったという証拠を示しているということ、しかし、彼は彼が非難し、恐れていたような機関にならぬよう大企業の代表を加えぬよう注意していることも指摘しておく。

彼が連邦政府(国家)の権限の拡大を求めた最初の要請はアラスカに国有国营の鉄道を建設することを求めたもの(一九一三年五月)であったが、彼が嫌っていた階級立法的なものは、そして福祉国家への道を選ぶようになったのは一九一五年のラフォレット海員法の制定と、一九一六年の、さきに述べたように連邦準備法案をめぐる論争のなかで約束した形の連邦農地〔抵当〕貸付法の制定であった。一九一四年のスマスレヴァ(農業教育普及)法はとりわけ農民に恩恵を与えるものであったにしても階級立法的なものでなく、就任演説のなかで述べられて

いたような農業上の改革に属するもので、農村地域における成人教育の普及を図るものと考えられたのであり、更に連邦州共同計画を創始したものと見て注目されるべきである。これらの法律および一九一六年のキーツィング・オーウェン（児童労働禁止）法とアダムスン（鉄道従業員八時間労働）法の制定に就いては本誌第二十九号において見たので、できる限り簡潔にしなければならぬが、われわれは、そこで特に、リンク教授が前掲の論文で指摘したような南部の急進的農業主義者の貢献を殆ど見出すことができなかった。

連邦農地〔抵当〕貸付法の最初の原案の作成者はフロリダ州選出のダンカン・U・フレッチャー上院議員であったが、そのニュー・フリーダム的方法では満足できないと連邦（国家）の断乎たる介入を求めたのは農業社会の代表者であったにしても、その主導力はオハイオ州選出のロバート・J・バルクリ下院議員とニュー・ハンプシャー州選出のヘンリ・F・ホルリス上院議員などむしろ南部以外の代表者であったことを指摘しなければならない。ウィルソンは就任演説の中で、さきに指摘したように関税、銀行業と通貨および産業制度の改革（トラスト取締り強化）と共に農業上の改革を立法計画の中に入れておくことを明らかにし、「農業は……その実際の必要に最も適した信用の便をまだ与えられていない」と指摘したが、一九一二年の選挙戦に際して民主党はその政綱の中で「農業信用」を「銀行立法」と並べて掲げ、その項の中で「諸外国における農業信用団体の調査が行なわれ、合衆国の事情に適した農村信用制度が考案されるかどうか確かめられるよう勧告する。更にわが党は、また、国法銀行にその資金のうち適度な部分を不動産を担保にして貸出すことを許すことに賛成する」と宣言していたし、進歩党（革新党）はその政綱の「田舎の生活」の項の中でなにより先に「農業信用と〔農業〕協同組合の発展を促進することを固く誓約する」と述べ、共和党もその政綱の中の「銀行業と通貨」の項で「諸外国における農業信用機

関の権威ある調査と、農民のために農民のための資金の貸付けを行なう団体を設置し、有能な監督を行なう州および連邦の法律の制定を勧告し、主張する」と述べており、⁸⁸⁾ 低金利で農民に融資する機関の設置は全国の農民がながく渴望していたところであり、三つの大政党もこれを農民に公約していたのである。問題は、ただ、それがどのような性格を持つものであるか、特にそれが民有民営のものであるか、国有民営のものであるか、或いはその中間の、民間所有の連邦政府の監督の下で経営されるものであるか、さらに国家の資金が供給されるものであるかどうか、ということであつたように思われる。ウィルソンは、連邦準備法の成立の三週間前、一九一三年十二月二日に議会に提出した年次教書の中で、「この国の農民が必要としている信用^{クレジット}を容易にするために……特別の規定がつくられる緊急な必要」があり、「われわれは、それによって農民が信用を常に且つ容易に得られるようにし農民が欲する時は、それによって彼の事業を維持し^{ビジネス}拡張する資本を手に入れる手段を付け加えなければならない」と述べた時、議会の勧告に従つて設置されていた農村信用委員会 (Rural Credits Commission) の委員長フレッチャー・上院議員 (フロリダ州選出) によつて議会に提出されていた法案、即ち民間所有の、連邦政府の監督下で経営される全国的規模の土地銀行制度を設けようとした法案を、ヒューストン農務長官 (ノース・カロライナ州生まれの経済学者 就任前はミズーリ州セント・ルイスのワシントン大学学長) と共に支持していたのである。しかし、議会における急進的な農業利益代弁者たちはそのようなニュー・フリーダムの解決では満足せず、合衆国によつて所有され、経営され、そして補助金を与えられる農村信用制度による、農地抵当市場に対する断乎たる連邦 (＝国家) の介入によつてもたらされる低金利の融資を望んでおり、政府は農村信用の仕事に直接関与すべきではないというホワイト・ハウスの見解に公然と反対したため、翌年春、バルクリ下院議員 (オハイオ州選出) とホルリス上院

議員（ニュー・ハンブシャー州選出）を長とした合同小委員会が、フレッチャー法案が提案した制度の骨組がある程度採用しながら、政府支出の十二の連邦土地銀行を設け、民間投資家によるそれらの債券に対する投資が充分でない時には毎年一定限度（五〇〇〇万ドル）までそれらを買うことを政府に要求する規定を設けた法案を作成したことは、リンク教授も指摘しているところである。⁽⁹⁾

この法案に対する議会の感情は好意的であったが、ウィルソンは「政府の信用をただ一つの階級に供与することは無分別な道理に合わないことだ」という非常に深い確信を持っている」ことを明らかにし、この法案が議会を通過しても署名を拒否することをほのめかした。彼のこの深い確信は一九一五—一六年の冬の終わりまで変化を見せなかった。他方、議会の農業利益の代表者たちは政府に重圧を加えながら彼等の要求を実現しようとしていたが、ホルリス上院議員とレヴァ下院議員（スミスレヴァ法の原案をヒューストン農務長官の助けを得て作成したサウス・カロライナ州選出下院議員）が中心になって、前記のような連邦土地銀行を監督し、この制度を全般的に支配し、管理するために、あの連邦準備局のような連邦農地貸付局（ただし財務長官をふくむ五名をもって構成＝Federal Farm Loan Board）を設けること、連邦土地銀行の株式と債券は公募され、応募額が不足の時に連邦政府が株式を買い、低利で資金の貸付けを行なうこと、国法農地貸付協会（National farm loan association）と呼ばれる信用協同組合を組織する農民に土地を担保にして年最高五分の利子で貸付け（五年以上最高三〇年間にわたり年賦あるいは半年賦返済が認められた）を行なうことなどを規定した法案を作成した。これは相反する意見の巧妙な妥協の産物であり、連邦政府（国家）がこの制度を全般的に支配し、管理すること、土地銀行に政府資金が注ぎ込まれ、政府による適切な運営が期待されることによって進歩的な人々をある程度まで満足させ、農業信用協同組合の育成

と土地銀行の株式と債券を私人や民間会社が買うことを認めることによって、より保守的な人々を満足させた。⁽²¹⁾しかし、この法案の運命もウィルソンの決断にかかっていた。ウィルソンは、一九一二年の民主党の政綱の中で宣言されたような「職業教育の価値を認め、いろいろな州と協力して「行なう」農業のためのそのような訓練と「大学などの」公開農業教育普及授業に対する資金」の支出は、さきに触れたスミスレヴァ法案の支持と署名によって賛意を示していたが、それは国民の農業に関する職業教育の普及を成人教育の一環として取りあげ、しかも連邦と州の協力によってこれを行なうことを条件として、州に資金を供給するという形をとったものであり、そして彼がニュー・ジャーシー州で知事として州のわくの中で行なっていたものであり、連邦政府（国家）がみずから農業信用事業に従事することはもちろん、政府資金を注ぎ込み、農民階級に特別の恩恵を与えることは、共和党が認め或いは与えて来た特殊な階級に対する「特権」や特別の恩恵を排撃する政府の立場としては反対すべきことと考えたのであり、「良心の情熱のなから生じた」反対の意志をもって対処して来たのであるが、ついにホルリスレヴァ案を承認することにした。こうして、最終的には、それぞれ七五万ドルの資本金を持つ十二の連邦土地銀行を創設し、農民に農地を抵当にしてばかりでなく永久的な土地改良工事に対しても低利（年六分以下、実際には四分程度にまで下げられた）で最高四〇年の期限で年賦あるいは半年賦返済を認める貸付けを行なうことを規定した連邦農地貸付法（Federal Farm Loan Act）が制定されるのである。彼の譲歩は、国際状況の緊迫（ヨーロッパの大戦とメキシコとの紛争）にともない国防の充実に迫られ、それに無関心なあるいは反対の、特に急進的な農業利益代弁者たちに国防費の増加の支持を求めため、更に迫って来る選挙に広く農民の支持を獲得するために行なわれたものと考えられる。彼はこの法律に署名した一九一六年七月十七日の僅か十日後に連邦農地

局のメムバーを任命し、いかにこの法律やそれによって創設される制度を待ちうけていたかということを農民に表示したのである。そして、彼の期待や観測がどうであったにせよ、土地銀行の株式（一株五ドル）の募集は公開されたが投資家は関心を示さなかったため連邦政府は十一の銀行に必要な九〇〇万ドルの殆ど全額（八八九万一二七〇ドル）を引受けなければならず（いずれ償還されることになっていたが）、まず事実上国有の銀行としてスタートすることになった。なお、この制度の効果については第二十九号所収の拙稿を御覧いただきたい。

ウィルソンはこの法律の署名と前後して二つの特に農民に大きな恩恵を与える法律、優良道路法 (Good Roads Act) と倉庫法 (Warehouse Act) に署名したが、前者は連邦の規準に従って公道を建設する州に建設費の五〇％を援助するというものであり、後者は、特にヒューストン農務長官とともに一九一四年以来議會に要請してきていたもので、政府資金の支出を求めるとは異なるが、政府が認可し保証した倉庫に、穀物、綿花、タバコおよび羊毛をふくむ特定の農産物に対して、荷渡し指図書として或いは国法銀行からの借入れのための優良な副担保として認められるべきものとして流通性のある倉庫証券を発行することを許す法律であった。これらの法律のほか、本誌第二十九号の中で取りあげたその他の「農村生活の改善の計画」は、彼の「積極的な関心の重みウエイトがそれらの採用を確実にした」と言うことができるが、彼の「積極的な関心」は選挙が近づくとともに、その計画や法律そのものの農民に対する貢献よりも更に或いはむしろそれによる農民からの選挙における援助の期待によって重みウエイトが加えられることになったのであり、選挙に彼と彼の民主党が再び勝利を収めた後はヨーロッパの大戦に対処する国家的考慮が農業立法に対する彼の関心や態度を左右することになったと見ていいだろう。一九一七年二月に制定されたスミス・ヒューズ法は、スミス・レヴァ法によって農民やその主婦に行なわれていた農業教育普

ウィルソンとプログレッシブ・ムーブメント (二)

及事業をさらに促進するため、他の職業教育とならんで、しかしなにより農業と農家の生活改善のための教育を公立学校（中学・高等学校）で行なわせるよう州に連邦政府の援助を与えるものであり、その性格においてスミスⅡレヴァ法の延長と見ていいものであるが、同年八月に制定された食糧生産法と食糧統制法（レヴァ食糧・燃料統制法）は、参戦後の戦時下とはいえ、彼としては農業に対する最大限の国家介入を認めたものであった。

労働者に対する大統領としてのウィルソンの態度は、タフトがホワイト・ハウスを去る直前署名を拒否した「労働但し書」（「但し、以上の資金のいかなる部分も、賃金の増加、労働時間の短縮もしくは労働条件の改善を目的として団結し、もしくは協定を結んだかどで、またこれを推進する、それ自体違法ではない行為のかどで、組織または個人を訴追するために支出してはならない」という但し書）を付した内政経費法案が再び議会を通過し、彼の手元に回って来た時、彼に拒否権を發動させようとした全国製造業者協会や組織労働者を敵視する同様な団体の攻撃の中で敢然として署名したことによって表明され、さきに触れたクレイトン・トラスト禁止法の労働者保護規定（第六条と第二十条）を支持したことにも表われているが、彼は労働組合に対して個人の自由を脅かすものとして資本家の結合体に対すると似た反感をいだいていたが、労働者が組織するのは資本家が組織するからだとして、組織化された資本から正当な取扱いを獲得するために団結することを洪々支持したのである。

ウィルソンが署名して成立した労働者保護の法律として最も注目すべきものの一つはラィフォレット海員法であったが、これはアメリカの海上通商に従事するすべての船舶に厳しい安全規則を課し、さらにアメリカの港に入るアメリカ人のみならず外国人の海員を苛酷な契約の束縛から解放することを意図したものであり、船が安全な港湾に入っている時の脱走の罪を廃棄し、港に停泊時における労働時間を最高九時間とし、海員に組合に加入

する権利を認め、賃金率および船内における食糧・海員室の最低基準を改善させるものであった。この法律は、クレイトン・トラスト禁止法の第六条と第二十条がアメリカ労働総同盟の会長サミュエル・ゴンパースの努力に負うところが多かったと同じように国際海員組合 (International Seamen's Union) の会長アンドルー・フェーリスの長年にわたる努力が実を結んだものであった。この老船員は法案の起草者としてウィリアム・B・ウィルスン 下院議員 (合同炭坑夫組合の secretary-treasurer を経て、一九〇七年—一三年にペンシルヴェイニア州選出下院議員、後に初代労働長官) とラフフォレット上院議員を見出したのである。この法案は一九一二年に下院を通過し、翌年上院を通過したが、タフト大統領によって握りつぶされた。ウィルスン大統領はそのような法律を、海員に工場労働者と同じ基本的な権利を与えるものとして支持したが、それが世界の海運諸国と合衆国が結んでいる条約を破ることになり、またロンドンで採択された海難予防協定を無視するものであったため窮地に立たされた。ウィルスンは国際的な約束を重んじようとしたが、上院は徹底した留保を付してその協定を批准した後、フェーリスの説得に感動を受けたブライアン國務長官のサジェストを受けて、若干修正されて議會を通過した海員法案に、「非常に真剣に熟慮した」後、一九一五年三月に「それは、われわれの法律によって余りにも無視されていた一つの労働者階級に正当な取扱^{シヤステイ}いというようなものを行なわせる唯一の機会と思われたため、署名する決心をした」²⁴のである。国際条約ないしは協定を尊重すべきか、国内に社会正義を実現すべきかと苦悩したウィルスの姿をここに見出すことができるが、この時、彼は、まだ後者においてなすべき重要なことを残していると感じていただろう。

アメリカ労働総同盟その他の労働団体が賃金を押しさげると主張していた移民の流入を制限す

るため、読み書きのテストを課せうと企てたバーンネット法案が一九一五年に議會を通過した時、彼は署名を拒否し、一九一七年に再び彼の前にその法案が回って来た時また署名を拒否したが、議會はそれを三分の二以上で通過させ、彼の署名拒否をふみにじってしまった。彼が署名を拒否したのは、機会を求めて来る人々が教育の機会を与えられなかったということのために入国を許されないのは不合理であると考えたからであり、これによって、彼は国内の労働階級の要求に耳を傾け或いは屈するよりは、アメリカを自由と平等の国たらしめておこうとするものであったことを知るができるだろう。

彼は全国児童労働委員会が起草し、一九一四年一月にA・M・パーマ下院議員(ペンシルヴェニア州選出)によって提出された連邦児童労働〔禁止〕法案に、それは合衆國憲法に違反するものとして反対し、上院通過に援助を与えることを拒んだが、一九一六年にはそれを原型とした、十四歳未満のものによって一部あるいは全部を製造されたもの、十六歳未満のもの労働をふくむ鉱業所や採石所の産物および一日八時間を越える十六歳未満のもの労働によって生産されたものの州際商業を禁止するケーティングルーオーウェン法案が下院を通過したのち上院で南部人(主としてその織物業利益の代弁者)の反対によって葬られかけた時、上院の指導者にそれを通過させるよう訴え、成立させた。しかし、この進歩的な立法は、ウィルソンの最初の懸念通り、一九一八年六月に、最高裁判所によって州権を侵害するものとして違憲と判決され、無効と宣言された。彼もそう考えていたのにそれを支持し、その通過のために上院に圧力をかけたのは、社会運動家の要望に応え、民主党に進歩的な政党というイメージを与え、さらに賃金上昇を抑える要因の一つを除去して成人労働者の支持を獲得しようとした、選挙をひかえての政治的考慮のためであらう。

彼は、州際鉄道労働者の賃金の引下げをとまわらない八時間労働（一九一七年一月一日から実施）と鉄道問題を調査する委員会の設置などを規定したアダムソン法の制定に大きな貢献を行なった。この法律は一九一六年春に四つの鉄道労働組合が一日八時間労働を認めることと時間外労働に就いて一・五倍の賃金を要求し、合衆国調停局も問題を解決することに失敗し、八月にこの国の四〇万の機関車の運転手、火夫、車掌その他の乗務員の九十四％がゼネストに入ろうとした時、彼が断乎として労使問題に介入し、彼自身の解決策を示したが経営者側がこれを拒否したため、ストライキを防止し、国民生活の安全を守るため、労働者が承認し経営者が拒否した彼の提案を立法化するよう議会に勧告した結果生まれたものである。このようにして行なわれた労使問題に対する断乎たる国家の介入を認める法律の制定はウィルソンを組織労働者の友という印象を労働者をふくむ多くの人々に与えることになった。しかし、彼はこの時、頑迷な経営者に大きな敵意をいだいたことは確かであるが、組織労働者の友としてよりも、また選挙対策を考えた大統領候補や民主党の最高指導者としてよりも、国民生活の安全を守る大統領としてこの法律を求めたものと考えられる。なお、この法律は賃金の決定に就いて触れていたため合憲性が疑われたが、一九一七年に最高裁判所は緊急時において暫定的規準を設けたものとしてこれを支持した。

とにかく、ウィルソンは、このように、合衆国憲法の認める極限まで、時には違憲の判決を受ける程度まで、連邦政府の権限の拡大を認めようとした。選挙演説や就任演説のなかで *Labor* や *workingmen* の権利や利益を擁護することを主張したが、*Labor* や *workingmen* は多くの場合働くものすべて、とりわけ中小の企業家、農民、広義の労働者をふくむ国民の大多数を意味していた。彼は特定の階級に特殊な利益や恩恵を与える立法や政策を嫌った。しかし、第一執政期の終わりに近づくにつれ、とくに一九一六年の選挙が近づくにつれ、狭義の、

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーブメント (三)

労働者や農民に恩恵を与える彼が嫌っていたような階級立法を彼自身勧告し、あるいは支持するようになった。

さらに、彼は、進歩党(≡革新党)が提唱しニュー・フリーダムが非難していた関税委員会(Tariff Commission)の設置を認めるにいたっている。彼は「私は考えを改めた。われわれの目前で世界に経済革命が進行している。

誰もその革命を理解しないしており、その要因に就いて考えていない。われわれがそれを理解するまで国際貿易に関する立法の仕事は着手できない」と一九一六年五月に述べ、関税委員会の設置を認めるにいたり——ただし、彼は、関税を租税の一形態と見、そのような専門委員会によって自由に決められ、法律によって決められなくなることがないよう期待していたが——、同年九月に、その設置に関する規定を含む歳入法に署名した。⁸⁰その上、彼は外国からのダンピングを防止する処置を求める実業界の要求に或る程度屈服し、同年の歳入法の一部にそれが入られることになった。なお、輸出貿易業者の団結の合法化(トラスト禁止法の緩和)を求める声と圧力が強くなったが、彼は一九一八年まで——一九一八年にウェッブ・ポマリン法の成立を阻止することができなくなるまでふみとどまった。

こうして、ウィルソンは、一九〇二年にシーオドア・ローズヴェルトが宣言したスクウェア・デイル、一九一二年にローズヴェルトが提唱したニュー・ナショナリズム、そして彼と民主党が一九一二年に激しく攻撃していた政府とビジネスとの協力の計画を受け入れたのである。純粹にニュー・フリーダムの性格が維持されたのは一九一三年の、ウィルソンの就任後のつかの間を過ぎず、それは次第に崩れ始め、一九一六年にいたってニュー・フリーダムは完全にニュー・ナショナリズムに変貌を遂げたのである。そして、進歩党(≡革新党 Progressive)が行なうと主張していたことを、ウィルソンの政党≡民主党が行なってしまった感があった。一九一六年九月三

十日に、ウィルソンは青年民主党連盟 (Young Men's Democratic League) のメンバーを含む三〇〇〇の聴衆にシヤドウ・ローン (ヒュー・ジャーシー海岸の彼の夏の住所の所在地) で行なった演説の中で、「私は進歩主義者 (革新主義者 = a progressive) です。私はそれを大文字の P で綴りはしません (進歩主義者ではありません) が、私の速度は P を大文字で綴る人たち (進歩主義者) と同じくらい早いと思っております。P を大文字で書かないことは走力の邪魔になりません」と述べ、むしろ自分たちの称呼を大文字の P で綴る進歩主義者 (= 革新主義者) よりも、われこそ進歩主義者である革新主義者であると宣言したのである。⁶⁹

- (1) Woodrow Wilson, *The New Freedom: A Call for the Emancipation of the Generous Energies of a People*, with an Introduction and Notes by William Leuchtenburg (Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1961), 43.
- (2) Woodrow Wilson, *op. cit.*, pp. 29—30.
- (3) Arthur S. Link, *Wilson: The Road to the White House* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1947), p. 488. 本誌第二十五号所収の拙稿四五—四六ページを御覧ください。
- (4) Sidney Fine & Gerald S. Brown (eds.), *op. cit.*, pp. 278—279, 287.
- (5) Albert Fried (ed.), *A Day of Dedication: The Essential Writings & Speeches of Woodrow Wilson* (New York: The Macmillan Company, 1965), p. 181.
- (6) Albert Fried (ed.), *op. cit.*, p. 173.
- (7) Ray Stannard Baker, *Woodrow Wilson: Life and Letters, President, 1913—1914* (Garden City, N. Y.: Doubleday and Company, 1931), p. 386.

ウィルソン・ロビンソン・ダーヴェンター ①

- ⑧ Albert Fried (ed.), *op. cit.*, pp.173, 182—184 及び 4°。
- ⑨ William Diamond, *The Economic Thought of Woodrow Wilson* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1943), pp.101—102. 及び Ray Stannard Baker, *op. cit.*, pp.133ff.
- ⑩ Arthur S. Link, *Wilson: The New Freedom* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1956), pp. 203—204.
- ⑪ Arthur S. Link, *Woodrow Wilson and the Progressive Era, 1910—1917* (New York: Harper & Row, 1954), p.48, 及び Albert Fried (ed.) *op. cit.*, pp.183—184.
- ⑫ Sidney Fine & Gerald S. Brown (eds.), *op. cit.*, pp.289—293.
- ⑬ かくに農村地帯の銀行家の間で連邦銀行預金保険制度を求める声が高く、上院の民主党幹部会はそれを設ける規定を付け加えることを承認したが、大銀行およびその代弁者は弱小銀行を保護するそのような制度は無用無益として反対し、ウィルソンもこれに冷淡で、この規定は上院本会議で削除された。この制度が一九一三年の連邦準備法によって設けられていたら、一つの銀行が破産すれば他の銀行が将棋倒しのように倒産し、正直な大衆に財産を失わせ、あらゆる企業に甚大な影響を及ぼすことを防止し、一九二九年の恐慌に続く不況もあれほど大規模なものにならなかつたろう。悲惨な経験を経て、一九三三年の銀行法(グラスリースティール法)でこの制度が設けられることになった。ジョン・ケネス・ガルブレイス教授は、これをニュー・ディールが設けた最も注目すべき恒久的な制度と見てゐる。John Kenneth Galbraith, *The Liberal Hour* (London: Hamish Hamilton, 1960), p.90 を見よ。この制度は初め五〇〇〇ドルまでの個々の銀行預金を保証したが、後にその金額は一万ドルに引上げられた。悲惨な事態が起らないうちに、わが国においても設けられるべき制度である。
- ⑭ Ray Stannard Baker, *op. cit.*, pp.206ff.

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーヴメント ㊦

- ㉞ Ray Stannard Baker, Woodrow Wilson : Life and Letters, Facing War, 1915—1917 (Garden City, N. Y. : Doubleday and Company, 1937), pp. 268—269. ㊦
- ㉟ Don D. Lescobier and Elizabeth Brandeis, History of Labor in the United States, vol. III (New York : The Macmillan Company, 1935), pp. 549—550.
- ㊱ Ray Stannard Baker, op. cit., pp. 107—108.
- ㊲ Arthur S. Link, Wilson : Campaigns for Progressivism and Peace……, pp. 105—106.

結 ぶ

われわれはウィルソンの家系、生いたち、性格などから始めて、彼の政治思想の発展とニュー・ジャージー州知事および大統領としての業績——但し、ヨーロッパ大戦への合衆国の参戦によって彼の努力の重心が戦争と平和の問題におかれるに至るまでの——を見て来たが、本稿の結びとして、特に次のことを指摘しておきたい。

プログレッシヴ・ムーヴメントの担い手としての大統領ウィルソンは、保守的であったが保護関税を攻撃し続けて来ていた南部社会で育まれた北部の資本家の「特権」に対する敵愾心、知的・倫理的水準の低い南部の政治をかいま見て政界では伸び得ないと判断し政治家になることを一たび断念して、もっとたやすく「政治思想の世界で活気づけ、啓蒙する力」になろうとしたその志——知的・倫理的水準の高いステイツマンシップをアメリカの政治に与えたいという野心、そしてそのための手段として選んだ学究生活を通じて得た政治哲学、特に大統領は人民の眞の代弁者になり得るし、なるべきであるという理念（その地位に就く前に経なければならなかったニュー・

ジャージー州知事の職はそのような大統領になるための実際の練習台であった)、ニュー・ジャージー州で実際に見た独占資本と提携した党操縦機関バイ・タイ・マシーンによる政治に対する強い反発、人民に頼ることによって、そして人民から信頼されることによって「神から選ばれて」大統領に当選したという意識などの混成物であった。彼の理想は、少年時代から、議会で雄弁をふるい、国民に国家を指導したグラッドストーンであったし、後に真のアメリカ人の典型と見た「アメリカの事情や民衆の考えに対する洞察力、政治上の統率力、人間や人々の議論に対する判断力などの特殊な才能を持ち、更に西部と東部の特性を身につけており、南部の主張にも敬意を表した」リンカンがそれに加わった。こうして、ウィルソンは、すべての国民の声に耳を傾ける、指導力ある大統領として登場する。

彼が唱えたニュー・フリーダムは、彼が「暴政」と呼んだ「資本〔家〕の特殊な団体と提携して行なわれる真の人民の代表でないものによる政治」と戦い、あらゆる「特権」をうちくだし、大資本による不正な競争を規制し、国民のエネルギーを最大限に解放することになる経済的自由と機会の平等を、究極においては市民の自由を回復しようとするものであった。それは、自由競争を、政府の自由放任政策を目標とし、政府は「特権」を取り除き、競争のルールを明確に示し、ルールを守らせるようにすれば良いというのが、その基本的な考えであった。それは自由競争を目標とし、特別な恩恵や特権を嫌うが故に、そして牧歌的個人主義にとらわれていたために、階級立法と見られるようなものを嫌っていた。しかし、その基本路線が維持されたのは僅かな間に過ぎず、間もなく変貌し始めた。それに現状の急激な或いは徹底的な改革を要求する急進的な人々の圧力があつたことは確かである。そのなかに、一八九六年にポピュリスト（人民党）からも大統領候補に指名されたことがある國務長官ブライアンがおり、しかも彼はしばしばより急進的な人々を押える役も果たしたことに興味をひかれるが、

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーヴメント (二)

更に時折、ニュー・フリーダム共同設計者その人、資本家の力と狡猾さを良く知っていた「人民の弁護士」ブランドイス（一九一六年に最高裁判所の裁判官に任命）の要求と説得がウィルソンに連邦政府の権限の拡大、即ちニュー・フリーダムからニュー・ナショナルリズムへの移行を認めさせたことは一そう注目すべきことであろう。一九一六年に、シーオドア・ローズヴェルトの、少なくとも形の上ではハミルトンの連邦主義的なニュー・ナショナルリズムへのほぼ完全な変容はいろいろな要求や圧力の下で行なわれたにせよ、それを容認したウィルソンの決断は、近づきつつあった選挙と緊迫した国際状況（アメリカに迫って来るヨーロッパの大戦とメキシコとの紛争）に注目しながら、彼自身に対する義務と、党と国民（＝国家）に対する責任を感じたことになりに依るであろう。

プログレッシヴ・ムーヴメントは、マウリ教授が指摘したように、いな彼が指摘した以上に複雑な性格を持つものであった。それは、現状の改革を求める中小の実業家や銀行家の特に東北部の大資本に対する反抗でもあり、都市化と都市に対する特に都市の経済力に対する農民の不満の表明でもあり、東部に対する南部・西部の反抗でもあり、特権階級に対する非特権階級の抗争でもあり、例えばキャノニズム (Cannonsism) 打倒に見られたような若い人たちの年老いた権威を振った人たちに対する反抗でもあり、更に独占資本と提携したボス政治に対する良識ある中産階級の戦いでもあった。プログレッシヴ・ムーヴメントは多様な内容を持ち、いろいろな性格を持つものであった。そのそれぞれの主唱者や支持者や代弁者は他のそれである場合もあり、そうでない場合や反対者であることもあった。或る問題の要求や主張において急進的なものが他の問題に就いては必ずしもそうでなく、無関心あるいは保守的な態度をとることもあった。リンク教授が指摘したような南部の急進的な農業主義者のグループの構成員も常に必ずしも同じではなかった。

ウィルソンは、まず良識ある中産階級にアピールするボス政治の排除、政界の浄化と「特権」の排除から始め、その他いろいろな階層の或いはいろいろな利益集団の要求や主張を調整し、統合しながら、プログレッシヴ・ムーヴメントを実りあるものに行なった。その過程において、彼は初期の構想から逸脱して行ったことに注意すべきである。しかし、彼は、生まれた州を同じくし、法律を学んだ大学（ヴァージニア大学）の創立者の一人で初代学長、そして彼の党の創始者であったトマス・ジェファソンの州権主義的民主主義思想や牧歌的自由競争社会の思想に、進路を制約されざるを得なかった。また、彼は、南部の風土の中で育った人として、黒人問題や婦人参政権問題に就いては保守的な見解をいだいていた。彼は燃えるような改革者ではなかった。彼は、その専門家として自分自身を訓練していなかった国際問題^②においては後に国際連盟の設置を提唱して理想主義者であることを示したが、長年にわたって研究して来ていた国内問題においてはむしろ現実主義者であり、みずから進歩主義者（a Progressive）と称しても穏健な改革者であった^③。但し、ニュー・フリーダムを唱えながら、大統領に就任した直後、電話電信線を国有化し、電話電信事業を郵政業務と結合すべきであるとバールスン郵政長官（テクサス州出身）に提案して驚かせたが、われわれも驚かざるを得ない。彼はやはり「謎の人」といふべきだろうか。

ウィルソンの立法計画とその成果のなかになお多くの欠陥があることは別の稿で指摘しておいたが、それは、学生時代にテッドおじさん（シーオドア・ローズヴェルト）のスクウェア・ディールを見、そして三十代にウィルソンの部下（海軍次官補）として彼のニュー・フリーダムとその変容を見ていたフランクリン・D・ローズヴェルトによって、国内のあらゆる階層、あらゆる利益集団が救済を求めていた機会に、それら二人のスローガンを組み合わせてその称呼としたニュー・ディールによって補われることになるのである。

ウィルソンとプログレッシヴ・ムーブメント (三)

- (1) ジョージ・G・キャノン下院議長(一八三六年生まれ、イリノイ州選出、共和党員)がその職権を濫用し、下院の委員会の委員の任命、議員の進行などに関して余りにも独裁的であったが、一九一〇年に共和党のジョージ・W・ノリス下院議員(一八六一年生まれ、ネブラスカ州選出、一九〇三—一三年Ⅱ下院議員、一九一三—一四年Ⅱ上院議員)によって提出された決議案が共和党内の反乱分子と民主党議員の支持を得て可決され、運営委員会(Committee on Rules)の委員は選挙によって選ばれ、下院議長はその議長になることができなくなり、下院の民主化・自由主義化が進み、進歩的な立法が行なわれることに貢献した。「一九一〇年の議会革命」と呼ばれている。
- (2) ウィルソンが初め彼以上に国際問題にくらいブライアンを国務長官に任命したことは、彼の大統領候補の指名獲得と当選に対する貢献がいかに高く評価されたとしても、またブライアンの民主党内における指導力が考慮されたとしても、なお理解に苦しむことである。ウィルソンが外交問題をみずから思うままに処理しようと考えたのだろうか。S・フロイト、W・C・ブリット共著、前掲書、一七九ページを見よ。
- (3) ホーフスタッター教授は彼を「リベラリストとしての保守主義者」と呼んでいるが(Richard Hofstadter, *The American Political Tradition and the Men Who Made It*, Alfred A. Knopf, 1967, chap. 10 以下)そのような面があるにしても、その特色をいけることには賛成できない。
- (4) Ray Stannard Baker, *Woodrow Wilson: Life and Letters, President, 1913—1914* …… , pp. 212, 218—219 を見よ。なお、彼は、アラスカに国有国営の鉄道を建設することを一九一三年夏に熱心に求めており、ききに触れたようにアラスカ鉄道法は一九一四年三月に成立した。